

原子力委員会の歴史 (1950年代～現在)

平成25年7月

内閣府
原子力政策担当室



目次

○我が国原子力政策を巡る歴史	3
○原子力委員会の歴史(第1期)	4
○原子力委員会の歴史(第2期)	12
○原子力委員会の歴史(第3期)	19
○歴代原子力委員	23

我が国原子力政策を巡る歴史

段階

行政体制関連

国内の主な出来事

世界の主な出来事

第1期

原子力委員会を中心とした計画的・民主的な開発・利用の推進
(1950s~1970s後期)

- 1952.7 電源開発促進法公布
- 1955.12 **原子力基本法、原子力委員会設置法等公布**
- 1956.1 **総理府原子力局、原子力委員会発足**
- 1956.5 **総理府に科学技術庁設置**(原子力局が移行)
- 1957.6 原子炉等規制法公布
- 1964.7 電気事業法公布
- 1973.7 通産省に資源エネルギー庁設置

- 1954.4 日本学術会議、「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」
- 1955.9 原子力調査国会議員団共同声明
- 1956.6 日本原子力研究所発足
- 1956.8 原子燃料公社発足
- 1959.2 日本原子力学会創立
- 1965.11 原電・東海発電所 初発電
- 1967.10 動力炉・核燃料開発事業団(動燃)発足

- 1954.3 第5福竜丸がビキニ環礁で被ばく
- 1954.6 ソ連で世界初の原発運転開始
- 1955.11 日米原子力研究協定調印
- 1957.7 国際原子力機関(IAEA)発足
- 1958.6 米・原子力法改正案成立(他国へ情報提供が可能に)
- 1968.2 新日米原子力協定調印

稼働原発(1970年3月)
2基,50万kW

第2期

原子力委員会から安全規制を分離・核燃料サイクル推進
(1970s後期~1990s半ば)

- 1975.2 原子力行政懇談会(座長:有沢広巳)設置(1976.7まで)
- 1976.1 科学技術庁に原子力安全局設置
- 1978.6 原子力基本法等一部改正(許可等を行う行政庁の一貫化)
- 1978.10 **原子力安全委員会発足**

- 1973.3 美浜原発燃料棒破損事故
- 1974.9 **原子力船「むつ」放射線漏れ**
- 1977.9 動燃再処理工場運転開始
- 1983.5 高速増殖炉「もんじゅ」設置許可
- 1992 日本原燃産業、ウラン濃縮工場及び低レベル放射性廃棄物貯蔵センター操業開始

- 1974.5 インド、地下核実験を実施
- 1975.1 米、原子力委員会を廃し、原子力規制委員会を発足
- 1976.6 日本、核拡散防止条約(NPT)批准
- 1977.12 日本・IAEA保障措置協定発効
- 1979.3 米、スリーマイルアイランド原発事故発生
- 1986.8 チェルノブイリ原発事故発生
- 1987.11 新日米原子力協定調印

稼働原発(1990年9月)
39基,3,148万kW

第3期

相次ぐ事故を経て安全規制強化・原子力利用のグローバル化
(1990s半ば~現在)

- 1997.12 行政改革会議最終報告
- 1998.6 中央省庁等改革基本法成立
- 1999.7 内閣府設置法等成立
- 2000.4 原子力安全委員会を総理府(後に内閣府)へ
- 2001.1 **中央省庁再編(原子力委員会を内閣府へ、保安院発足)**
- 2002.6 エネルギー政策基本法成立
- 2012.9 **原子力規制委員会及び原子力規制庁発足**

- 1995.12 **「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故**
- 1997.3 **動燃アスファルト固化施設事故**
- 1999.9 **JCO臨界事故**
- 2002.8 原発自主点検記録不正問題発覚
- 2005.10 日本原子力研究開発機構発足
- 2007.7 新潟県中越沖地震で柏崎刈羽全号機が運転停止
- 2009.12 国内初のプルサーマル発電開始(玄海原発)
- 2011.3 東日本大震災、福島第1原発事故

- 1996.9 日本、包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名
- 1999.12 日本・IAEA保障措置協定追加議定書発効
- 2001.9 米、同時多発テロ発生
- 2003.1 北朝鮮、NPT即時脱退を宣言
- 2006.2 国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)発表
- 2008.10 米印原子力協力協定調印

稼働原発(2010年3月)
54基,4,885万kW

第1期：原子力基本法等の制定経緯①

1953年(昭和28年)

- ・日本学術会議、「わが国の原子力研究をいかにすべきかを検討する委員会」(第39委員会)を開催
- ・アイゼンハワー米大統領、国連総会演説「平和のための核」(Atoms for Peace)

1954年(昭和29年)

- ・昭和29年度追加予算として、**2億3500万円の原子力予算を計上**
- ・日本学術会議第17回総会：**「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」(=原子力3原則)**
- ・内閣の諮問機関、原子力利用準備調査会発足
- ・日本学術会議、原子力問題委員会発足(第39委員会を発展的に解消)

1955年(昭和30年)

8月 原子力平和利用国際会議(ジュネーブ会議)

「未曾有の学術的大会議として、予想以上の成功を収め、更に学術の交渉並びに今後の原子力平和利用における国際協力の礎石を築き得た」旨、代表団が帰国後報告

9月 **原子力調査国会議員団の共同声明**

「総合的基本法たる原子力法の制定」、「超党派的な長期的年次計画の確立」等を謳った共同声明

(注)原子力調査国会議員団の共同声明は、原子力の受入に対して、学術会議の反対論議あるいは、責任主体となるべき官庁が判然としていない等の理由により、停滞状態にあった日本の原子力政策の推進と機関の確立に大きな影響を与え、日本の原子力政策にとって画期的な転機となった。(出典:「原子力諸法案の生まれるまで」(昭和39年 原子力研究所発刊)より要約)

第1期：原子力基本法等の制定経緯②

1955年(昭和30年)

10月 共同声明後、原子力合同委員会の発足

(衆・参両院による超党派の委員会。委員長：中曽根康弘衆議院議員)

原子力合同委員会において、原子力基本法等の検討が進められ、政府との調整、学会の意見聴取を経て、法案作成。

12月10日 原子力委員会設置法案、総理府設置法の一部を改正する法律案を衆議院に提出

12月13日 原子力基本法案を衆議院に提出(中曽根康弘君以下、自由民主党・社会党421名)

12月14日 衆議院で3法案可決(共産党、労農党は反対)

12月16日 参議院で3法案可決(共産党、労農党は反対)

12月19日 **原子力三法(原子力基本法等)の公布**

12月23日 **原子力委員会委員人事、衆・参議院共に全会一致で同意**

(委員長：正力松太郎、委員：石川一郎、湯川秀樹、藤岡由夫、有澤廣巳)

○原子力基本法案、提案理由(抜粋)(※中曽根議員、国会答弁より)

機構的にも予算的にも、国家が、不動の態勢をもって、全国民協力のもとに、この政策を長期的に進めるという態勢を整えることが第一であります。(中略)
超党派性をもってこの政策を運用して、政争の圏外に置くということであります。

○原子力委員会設置法案、提案理由(抜粋)(※正力国務大臣、国会答弁より)

原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることは、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題であります、しかるに、わが国における、これら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力にかつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られているのであります。申すまでもなく、原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、あわせてその決定を尊重して、原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として同じく総理府に原子力局を設けることとし、これがため、必要なこれら二つの法律案を提出いたしました次第であります。

第1期：原子力基本法、原子力委員会設置法（抜粋）

○原子力基本法＜制定時＞（抜粋）

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

○原子力委員会設置法＜制定時＞（抜粋）

（目的）

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 六 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。
- 七 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）に関すること。
- 八 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- 九 その他原子力利用に関する重要事項に関すること。

（決定の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（勧告）

第四条 委員会は、原子力利用に関する事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（組織）

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。（以下、略）

（委員長）

第七条 委員長は、国務大臣をもって充てる。（以下、略）

（委員の任命）

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（以下、略）

（委員の任期）

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間存在する。（以下、略）

第1期：原子力基本法等の立法過程の特色

- (Ⅰ) 原子力開発促進のための法律制度確立について主導権を握ったのは、ごく初期には学界であったが、間もなくそれは議会側へ移ることになった。そして政策の立案、法制の整備について通常主導権を握る行政側と開発の第一次的でないし受益者である産業界が一部の人を除いて受身であった。
- (Ⅱ) 議会側の提案する法制の構造は、主としてアメリカの原子力法あるいは開発先進諸国の原子力開発体制に例をとった提案が多かったのに対し、政府側は既存の法制との比較ないしバランスを主眼としたものであった。この両者の基本的なアプローチの差異は、原子力委員会の性格等をめぐって組織法形成の際に顕著にあらわれ、両者の妥協が行われることになった。

(出典:「未来社会と法(現代法学全集54)」(昭和41年 山本草二ほか)より、要約)

○原子力委員会設置法の立法過程における論点

- ①原子力委員会の性格
- ②原子力委員会委員長

原子力合同委員会側は、「①行政委員会とする、②委員長は委員の互選による」との案を出したが、自民党側は、「①行政委員会廃止の方向を党の方針として持っている際に、原子力委員会を行政委員会として設置しようとするのは矛盾ではないか、②原子力委員会の委員長は国務大臣であるべきである」と主張。



調整の結果、以下のとおりとなった。

- ①原子力委員会は行政委員会とはせず、審議会の性格を有するもの
- ②原子力委員会委員長は国務大臣をあてる

第1期：原子力基本法等の制定後の経緯

1956年(昭和31年)1～3月

- ◆ 日本原子力研究所法、原子燃料公社法に関して、原子力委員会において審議、決定。

1956年(昭和31年)3月

- ◆ 科学技術庁設置法制定(同年5月施行、総理府から原子力局が移管)

1956年(昭和31年)5月

- ◆ 日本原子力研究所法制定(6月発足)
- ◆ 原子燃料公社法制定(8月発足)

1957年(昭和32年)6月

- ◆ 『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』制定
→内閣総理大臣が原子炉の設置等を許可
- ◆ 『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』制定
→科学技術庁長官が放射性同位元素の使用等を許可

1960年(昭和35年)2月

- ◆ 原子力委員会設置法の一部改正
→原子炉の研究開発やアイソトープ利用等の面において著しい発展が見られ、原子力委員会の所掌する事務の増大に伴い、委員を2名増加。

第1期：昭和29年学術会議声明（参考）

原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明

（昭和29年4月23日、日本学術会議第17回総会声明）

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の平和利用は、将来の人類の福祉に関係ある重要問題であるが、その研究は原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている。

われわれは、この現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重にならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに第19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において、原子兵器と関連ある一切の研究を行ってはならないとの堅い決意をもっている。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。この**公開の原則**は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるために欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模することなく、真に民主的な運営によって、我が国の原子力研究が行われることを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本国民の**自主性ある運営**の下に行われることを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが、国の技術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。

第1期：原子力調査国会議員団の共同声明（参考）

ジュネーブに於ける原子力平和利用国際会議に出席し、且つその国の実状を調査したが、我々は有力国に於ける原子力の平和利用が予想以上に且つ深く発展し、原子力時代に当面している事実には驚き、我が国も世界の進運に遅れないため、次の要領により急速に強力な政策を確立することに完全に意見の一致を見た。

- (1) **超党派的に長期的年次計画を確立**し、これを推進して本問題は政争の圏外に置くこと。
- (2) **総合的基本法たる原子力法を至急制定**し、**平和利用及び日本学術会議のいわゆる三原則の基本線を厳守**するとともに、資源、燃料、技術の国家管理、安全保障、教育及び技術者養成、国際協力等の事項を規定すること。
- (3) 機構については、国会に科学技術に関する常任委員会を設置し、政府に科学技術行政機構を確立して科学技術並びに原子力平和利用を推進するとともに、平和利用の開発、研究及び採鉱精錬を担当する二公社を設立し、広く官民の科学技術力を融合協力せしめて弾力性ある組織とすること。尚、原子核研究所は、右開発研究の公社に統合せられるものとする。
- (4) 国際協力に関しては、如何なる国とも積極的に研究、開発の提携協力を行い、特に設立されると予想される原子力平和利用機関には、我が国の特殊な事情に鑑み、有力な発言権を確保するよう推進すること
- (5) 当面の建設計画としては、総合的研究所の設立と併行して、三年以内に少なくとも二個以上の実験炉及び現在建設中の一号炉を完成し、その振興に応じて発電実験炉の建設に着手すること。

右及び総合基礎研究の諸経費として、三年間に約三百億円の予算を確保すること。

われわれは、右諸問題の推進につき各方面の御諒解と熱烈なる御協力を切望して止まない。

昭和30年9月12日

原子力調査国会議員団

中曾根 康弘(民主)、前田 正男(自由)、志村 茂治(左社)、松前 重義(右社)

第1期：原子力委員会設置法の附帯決議（参考）

矢内原東大総長及び茅誠司日本学術会議会長による、「大学の研究の自由を確保するため、原子力2法の適用範囲から大学を除外されたい」との申し入れを受け、以下の附帯決議を決定。

○衆議院科学技術振興対策特別委員会附帯決議（全会一致）

原子力委員会設置法第2条第3号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学学部における研究経費を含まないものとする。

○参議院・内閣委員会（全会一致）

原子力委員会設置法第2条第3号の関係行政機関の原子力利用に関する経費には、大学における研究経費を含まないものとする。

【参考】原子力委員会設置法〈抜粋〉 （所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。

第2期：原子力行政懇談会

1. 背景

1973年(昭和48年)の石油危機は、エネルギー資源の乏しい我が国においては、石油依存からの脱却の緊要性が改めて強く認識されることとなった。このような中で石油代替エネルギーとして最も現実性の高い原子力に依存することの必要性が高まってきた。その一方で、環境問題一般に対する国民の関心の高まり及び原子力発電の実用化に伴う原子力施設と地元住民とのかかわりあいの増大の中で、国民は、原子力の安全性に関し高い関心を示し始めたが、内外における原子力発電所の故障などにより、原子力の安全性に関する国民の潜在的不安感が増幅され、原子力発電の計画の大幅な遅れが余儀なくされた。

このような中で、1974年(昭和49年)8月末から、地元の同意が得られないため延期されていた原子力第1船「むつ」の出力上昇試験が青森県沖太平洋上で開始されたが、この時に起こった放射線漏れが原子力の安全性に対する国民の不安感を増大させることとなり、国の原子力安全確保体制、ひいては原子力行政全般に対する国民の不信を招くこととなった。

(出典：旧原子力安全委員会ホームページより、要約)

2. 原子力行政懇談会の概要

このような情勢を背景に、1975年(昭和50年)2月、内閣総理大臣の私的諮問機関として、原子力行政懇談会が設置され、同懇談会において、**原子力開発利用をめぐる全般的な行政体制の見直し作業**が行われた。

原子力行政懇談会は、1975年(昭和50年)3月に第1回会合を開催して以来、24回の審議を重ねた結果、**同年12月、「原子力行政体制の改革、強化に関する意見(中間とりまとめ)」**を政府に提出。さらに審議を重ね、合計34回の審議を行った結果、**1976年(昭和51年)7月、「原子力行政体制の改革、強化に関する意見」**をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

第2期：原子力行政懇談会のメンバー

原子力行政懇談会委員名簿(1975年(昭和50年)2月25日)

有沢 廣巳	東京大学名誉教授
石原 周夫	日本開発銀行総裁
稲垣 武臣	全日本労働総同盟副会長
圓城寺次郎	日本経済新聞社社長
大木 穆彦	朝日新聞調査研究室長兼論説委員
木村 守江	福島県知事
酒井 一三	日本労働組合総評議会副議長
田島 英三	立教大学教授
林 修三	元内閣法制局長官
伏見 康治	名古屋大学及び大阪大学名誉教授
松根 宗一	経団連エネルギー対策委員会会長
向坊 隆	東京大学教授
矢部知恵夫	敦賀市長
山県 冒夫	東京大学名誉教授

(注)途中で、酒井委員が辞任。

また、稲垣委員と青木賢一 全国電力労働組合連合会事務局長が交代。

第2期：原子力行政懇談会の中間とりまとめ①（概要）

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見（中間とりまとめ）－

原子力行政の再確立に当たっての基本的な姿勢

- ① 原子力基本法の精神に則り、原子力の開発利用は平和目的にのみ限定せらるべきこと。
- ② 国民の福祉と経済の発展を期するため必要なエネルギーの安定確保にとって、原子力は欠くべからざるものであること。
- ③ 原子力の開発利用に当たっては、国民の健康と安全が確保されなければならないこと。
- ④ 行政及び政策の実施に当たっては、その責任体制が明確にされなければならないこと。

[1]原子力委員会のあり方について

原子力委員会を、(新)原子力委員会と、原子力安全委員会の二つに分割し、それぞれ独立して、企画・審議・決定・答申・勧告等の業務を行わしめることが適当。

(イ)両委員会の所掌の範囲

「原子力委員会」

- 平和利用の担保
- 原子力基本政策の策定
- 総合調整(計画・予算)
- その他原子力安全委員会所掌以外の原子力開発の重要事項

「原子力安全委員会」

- 安全規制に関する政策(安全研究の計画も含む。)
- 安全規制基準およびガイドライン等の策定
((注)放射線審議会の所掌範囲は、従来どおりとする。)
- 行政機関の安全規制のダブルチェック
- その他原子力安全規制に関する重要事項

なお、必要に応じ、両委員会は連絡会議を開催するものとするが、原子力政策は、安全規制と不可分のものであることにかんがみ、政策等の決定に当たっては、相互に意見を尊重し、かつ、連絡を密にすることによって、かりそめにも所掌の範囲に間隙、空間の生ずるがごときことは絶対に避けなければならない。

第2期：原子力行政懇談会の中間とりまとめ②（概要）

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見（中間とりまとめ）－

(ロ)委員の数および委員長

委員の数は、両委員会とも若干名とする。

原子力安全委員会の委員長については、専門知識を要し、長期間にわたって在職することが好ましく、かつ、行政庁と一線を画した姿勢の明示が望ましいことなどの理由により、学識経験者から選任することが適当である。

原子力委員会の委員長については、**学識経験者から選任すべきとの意見と国務大臣をあてるべきとの意見**がある。

(ハ)行政庁との関係

両委員会に対しては、内閣総理大臣のほか、原子力行政を担当する各省大臣も諮問し、答申を受けることができるように改めることが適当と考える。両委員会の意見は、内閣総理大臣および関係各省大臣によって尊重。

(二)両委員会の事務局

原子力委員会の事務局については、従来の経緯、経験が今後の円滑な運営に寄与すると思われるので、各省庁に中立的な立場を保障(庶務の協力処理など)して、**科学技術庁原子力局に置く**ことが適当と考える。

原子力安全委員会の事務局については、同委員会が行政庁の規制をダブルチェックするという機能を持つことから、独立の事務局を設けることが望ましいが、当面は、各省庁から中立的な立場を保障(庶務の協力処理など)して、科学技術庁原子力安全局に置き、委員を補佐する相当数のスタッフを置くものとする。

[2]安全審査、許認可等の行政のあり方について

安全規制行政の一貫化を図るよう進めるべき。そのためには、**実用段階に達した発電所等事業に関するものは通商産業省、船については運輸省、研究開発段階にあるもの及び研究施設については科学技術庁がそれぞれ一貫して担当**する方式が適当。行政庁の行う規制を国民の健康と安全を守るという観点から**原子力安全委員会がチェック(いわゆるダブルチェックシステム)**する必要がある。

附記

[1]当面の措置

上の改革は可及的速やかに実施される(おそくも52年度より)よう要望する。また、各省庁における規制体制の強化等直ちに着手できるものについては、極力これを進め、新体制への移行がスムーズに実現するよう配慮されたい。

[2]審議未了部分の審議について

体制改革に関する基本的な骨組みを明示したのにとどまり、その他の地方行政、労働行政、環境行政、大学との関係、放射性同位元素の安全規制体制の整備、公聴会のあり方などについて引き続き審議を重ね、行政全般の円滑な運営の方向を検討したい15

第2期：原子力行政懇談会の意見の概要

－原子力行政体制の改革、強化に関する意見－

原子力行政の再確立に当たっての基本的な姿勢

- ① 原子力基本法の精神に則り、原子力の開発利用は平和目的にのみ限定せらるべきこと。
- ② 国民の福祉と経済の発展を期するため必要なエネルギーの安定確保にとって、原子力は欠くべからざるものであること。
- ③ 原子力の開発利用に当たっては、国民の健康と安全が確保されなければならないこと。
- ④ 行政及び政策の実施に当たっては、その責任体制が明確にされなければならないこと。

[1]原子力委員会のあり方について(「中間とりまとめ」と同様の記載。)

[2]安全審査、許認可等の行政のあり方について(「中間とりまとめ」と同様の記載。)

[3]審査報告書の作成について

審査担当省庁は、原子炉安全審査報告書案及び温排水等の環境審査報告書を作成し、公表する。

[4]環境放射線モニタリング業務のあり方について

安全確保の立場から国が全面的に責任を負っているが、施設者が実施することとなっている。国は、測定・分析法及び評価の基準の整備、技術者の教育訓練、科学的技術的諸問題の指導等の施策を講ずるとともに、所要の財政措置を講ずるものとする。

[5]公開ヒアリング等のあり方について

原子力発電所設置に係る諸問題について、通商産業省が公開ヒアリングを行い、原子力安全委員会がダブルチェックに当たり、原子炉の安全性の問題について公開ヒアリングを実施する。対話の方式をとり入れ、できる限り地元において開催することが適当。原則として原子力発電所を設置する際には全て実施することによりその定着化を図り、その成果をふまえて制度化等を検討。

[6]大学との関係について

大学における研究開発と、その他の原子力委員会及び原子力安全委員会が調整権限を有する機関の研究開発との円滑な連絡については一層の配慮を必要。基礎研究と人材養成の比重が非常に大きいことから、大学の協力を積極的に求めることが必要。

[7]放射線障害防止行政のあり方について

関係庁省が密接な連絡を維持して規制に関し間隙がないようにするとともに、規制体制の充実を図ることが必要。

第2期：原子力委員会設置法等の改正（安全規制の分離）

1. 原子力安全委員会の設置経緯等

原子力行政懇談会の意見に沿い、原子力安全委員会の設置等を内容とする原子力委員会設置法等の改正法案が1977年(昭和52年)3月に国会に提出された。1978年(昭和53年)4月衆議院通過、6月参議院を通過し、7月公布。

1978年(昭和53年)10月、原子力委員会が改組され、原子力安全委員会が発足。

2. 法案の主な内容

(1) 原子力安全委員会の設置

原子力委員会のうち、安全の確保に関する事項を独立して担当する**原子力安全委員会を設置**

(参考: 原子力安全委員会)

- ① 所掌事務: 原子力の安全の確保に関する事項。
 - ・原子炉の安全性に関するダブルチェック等、核燃料物質及び原子炉の安全規制
 - ・安全規制のため必要な研究計画の策定等の安全規制対策

- ② 組織: 委員5人、委員長は委員の互選

事務局: 科学技術庁原子力安全局が行う。(昭和51年1月設置)

(2) 原子炉の設置、運転等に関する安全規制の一貫化

- ① 試験研究用原子炉及び研究開発段階にある原子炉: 内閣総理大臣
- ② 実用発電用原子炉: 通産大臣
- ③ 実用船用原子炉: 運輸大臣

3. その他(原子力行政懇談会の意見のうち、運用等により実施を図る)

公開ヒアリングについては、原子力行政懇談会の意見を受け、法定化せず運用で実施することとし、予算措置を講じ、実施を図る。

第2期：平和利用に関する主な動き（参考）

1978年(昭和53年)3月

- ◆ 米国において、①核不拡散のための措置の強化、②核不拡散政策を遵守する国に対する核燃料の安定供給を目的に核不拡散法が成立。
(同法の発効により、我が国に対し、原子力協力協定改定交渉を開始したい旨申し入れ)

1982年(昭和57年)8月

- ◆ 原子力協力協定の改正に係る政府間協議を開始

1987年(昭和62年)11月

- ◆ 日米原子力協定の署名(1988年7月発効)

1989年(平成元年)3月

- ◆ 日本原燃(株)、再処理事業指定申請

1991年(平成元年)8月

- ◆ 原子力委員会核燃料リサイクル専門部会報告書において、余剰プルトニウムを持たないとの原則を表明

1999年(平成12年)12月

- ◆ 六ヶ所再処理工場のうち、使用済燃料受入れ・貯蔵施設が使用前検査合格し、事業開始

2003年(平成15年)8月

- ◆ 「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」(原子力委員会決定)
 - ・余剰プルトニウムは持たない、という基本原則の確認
 - ・電気事業者はプルトニウムの利用計画を公表、原子力委員会はその妥当性を確認 等

2006年(平成18年)

- ◆ 電事連から六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウム利用計画をヒアリング(1月)
- ◆ 六ヶ所再処理工場、アクティブ試験開始(3月)

第3期：中央省庁再編時の経緯

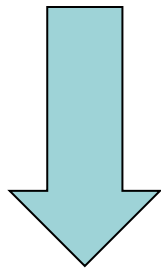
1. 行政改革会議最終報告(1997年(平成9年)12月)

- ①内閣・官邸機能の抜本的な拡充・強化を図り、かつ、中央省庁の行政目的別大括り再編成により、行政の総合性、戦略性、機動性を確保
- ②行政情報の公開と国民への説明責任の徹底、政策評価機能の向上を図り、透明な行政を実現
- ③官民分担の徹底による事業の抜本的な見直しや独立行政法人制度の創設等により、行政を簡素化・効率化

(なお、原子力委員会に関する記述は以下のとおり。)

原子力委員会及び原子力安全委員会に関する事務

- ア 現行の原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、現行の機能を継続する。
- イ 原子力委員会及び原子力安全委員会の事務局機能は、内閣府(企画・調整部門)が関係省の協力を得て処理する。



行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の事務・事業の減量、効率化等の改革について、その基本方針等を定めるため基本法制定。

2. 中央省庁等改革基本法(1998年(平成10年)6月)〈抜粋〉

(内閣府の組織の在り方)

第十二条

- 5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

第3期：原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の改正

審議会等の整理合理化に関する基本計画(1999年(平成11年)4月)〈概要〉

○審議会等の整理

◇政策審議・基準作成機能

原則として廃止する。ただし、行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。

○委員等の資格要件

委員等については、原則として民間有識者から選ぶ。国会議員、国務大臣等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き委員等としない。

改正のポイント

○原子力委員会委員長が国務大臣(科学技術庁長官)でなければならないとする規定の削除

⇒ 原子力委員会委員長に関し、学識経験者とすべきか国務大臣とすべきかについては、専門性、民主性、中立性、閣議への反映等の観点から議論が行われた。

省庁再編における審議会等の整理合理化において、原則として国務大臣を委員としない方針となったことを踏まえ、また、原子力利用は多岐にわたる分野への広がりを見せ、また、高レベル放射性廃棄物の処分、高速増殖炉開発など、**高い専門性と長期にわたり継続して問題に取り組む**必要が出てきたことから、学識経験者を含め、最適なものを委員長に任命することとした。

○尊重義務規定の削除

⇒ 委員会設置法の第23条に、「内閣総理大臣は、第2条の決定について原子力委員会から(中略)報告を受けたときは、これを十分に尊重しなければならない」旨の規定がなされていた。審議会等の整理合理化において、**答申等の尊重義務規定を一律廃止する方針**が示されたため、設置法から尊重義務規定を削除した。

第3期：透明性向上の取組の強化

1. 地域市民参加懇談会(2002年(平成14年)1月～2009年(平成21年)2月)

原子力政策の決定過程における市民参加の拡大を通じて、国民の理解をより一層促進することを目的に、2001年に原子力委員会の下に市民参加懇談会を設置。原子力施設立地地域と電力消費地の双方において地域での懇談会を計18回開催。

開催実績 :新潟県刈羽村(2002. 1.15)、東京都千代田区(2002. 7.24)、東京都渋谷区(2002.11.19)、青森県青森市(2003. 3.15)、福井県敦賀市(2003. 6.28)、埼玉県さいたま市(2003.10.14)、東京都中央区(2004. 3.27)、福島県富岡町(2004. 5.22)、大阪府大阪市(2004.10.29)、福岡県福岡市(2005. 9.26)、静岡県御前崎市(2005.10. 5)、兵庫県姫路市(2006. 3.11)、北海道札幌市(2006. 9.29)、島根県松江市(2006.12. 6)、神奈川県横浜市(2007.10.29)、富山県富山市(2008. 1.21)、京都府京都市(2008. 6. 2)、鹿児島県鹿児島市(2009. 2.15)

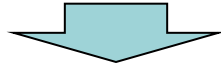
2. 原子力政策大綱(案)に対するご意見を聴く会(2005年(平成17年)8月)

2005年の原子力政策大綱策定にあたり、策定中の案について、原子力委員が国民から直接意見を聴くことを目的に全国各地で計5回開催。

開催実績 :青森県青森市(2005.8.18)、福島県福島市(2005.8.19)、佐賀県佐賀市(2005.8.22)、福井県福井市(2005.8.24)、東京都千代田区(2005.8.26)

第3期：福島第一原子力発電所事故後

福島第一原子力発電所事故の発生



1-1. 原子力規制委員会の発足(2012年(平成24年)9月)等

○環境省の外局として、**原子力規制委員会を設置**

・原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務、文科省及び国交省の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元化

○原子力規制委員会に原子力規制庁と称する事務局を設置

○(独)原子力安全基盤機構を可能な限り速やかに廃止

○内閣に原子力防災会議を設置

1-2. 原子力委員会の役割の変化

○原子炉の設置許可等に係る原子力委員会への諮問規定の削除(平和利用の担保を除く。)

→核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

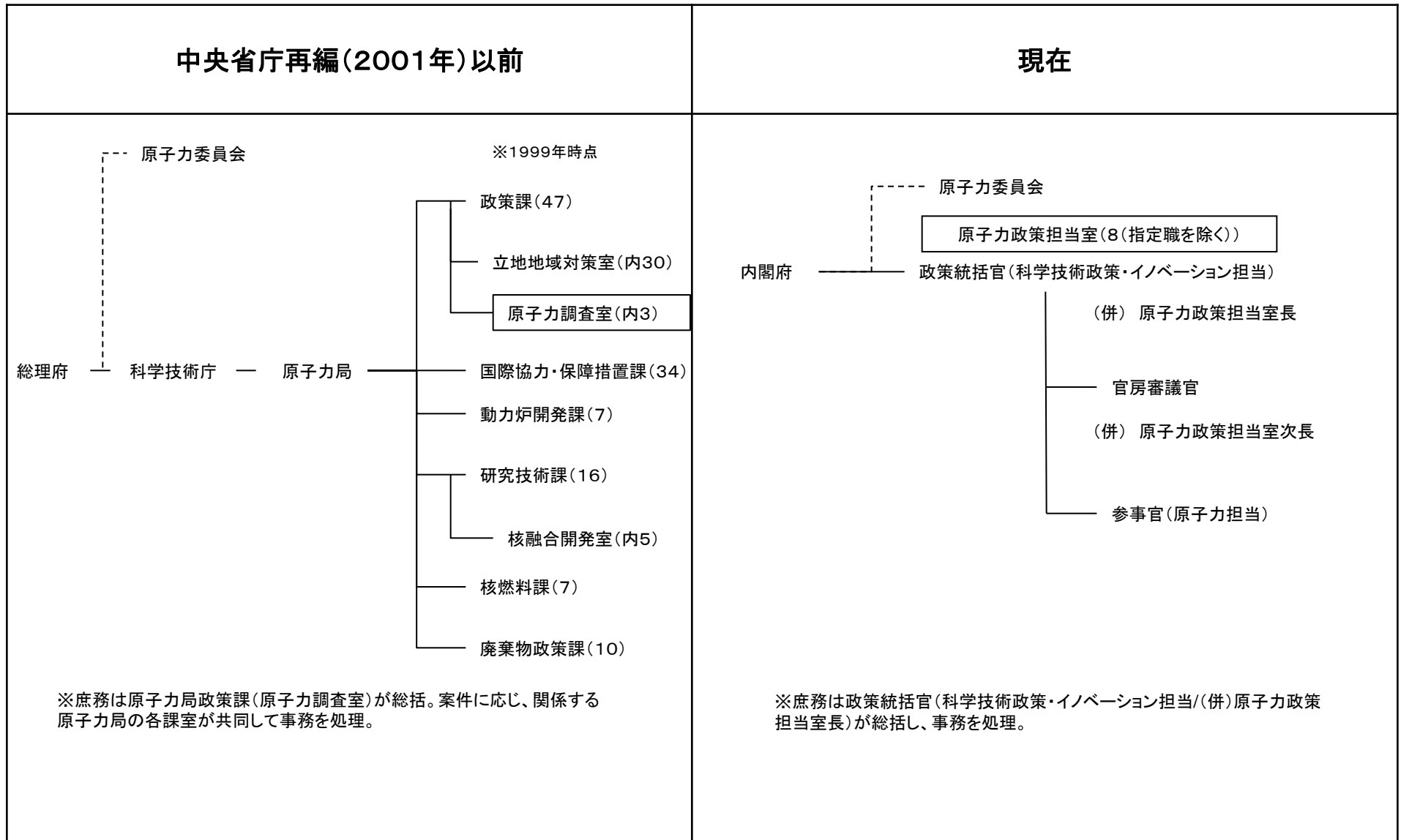
○核セキュリティ業務の原子力規制委員会への移管

→法令上明文化されていなかったが、原子力委員会が核セキュリティ業務を行ってきた。
原子力規制委員会の発足に伴い、規制委員会の所掌事務と明文化し、業務の移管。

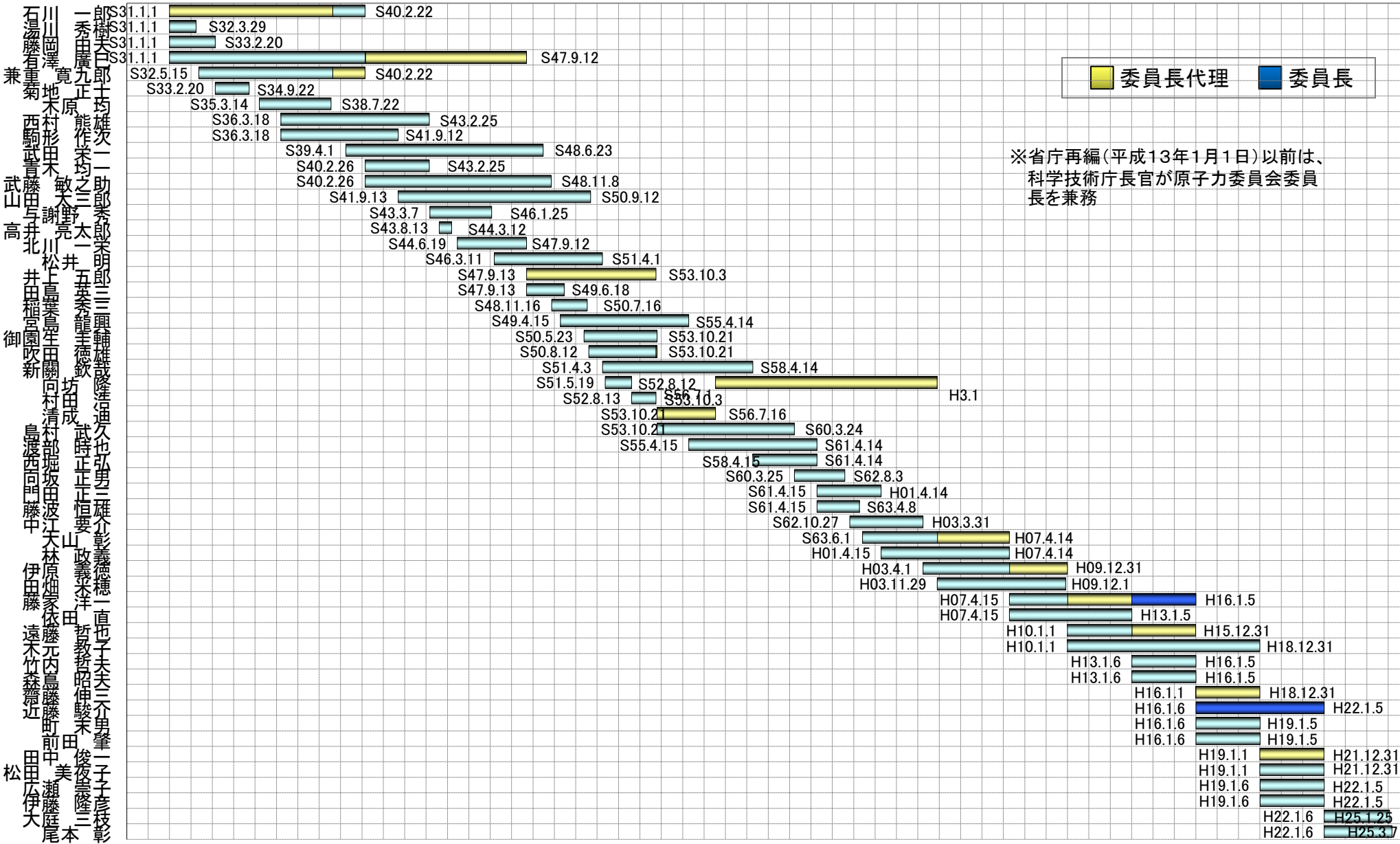
2. 革新的エネルギー・環境戦略(2012年(平成24年)9月)〈抜粋〉

政府は、以下の内容を盛り込んだ新たな原子力政策を、エネルギー・環境会議の場を中心として、確立する。なお、**原子力委員会については、原子力の平和的利用の確認などの機能に留意しつつ、その在り方に関する検討の場を設け、組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直す。**

(参考) 原子力委員会の事務局体制の変化



(参考) 歴代原子力委員



S29 S31 S33 S35 S37 S39 S41 S43 S45 S47 S49 S51 S53 S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24